

百合が原公園ガーデンショップ運営事業者選定
公募実施要領

平成 31 (2019) 年 4 月
(公財) 札幌市公園緑化協会

公募実施要領

1 概要

百合が原公園は、面積 25.4ha のユリを中心としたフラワーパークで、札幌の冷涼な気候を生かした花壇が各所に配置されています。公園の中核施設として緑のセンター温室があり、都市緑化の普及を目的としてタイムリーな展示会や講習会などの様々なイベントが開催されています。また、総合公園として、パークゴルフ場、遊戯施設、芝生広場、リリートレイン（観覧列車）など様々な施設があり、幼児からお年寄りまで幅広い年齢層の利用があります。

この度、百合が原緑のセンター温室に併設しているガーデンショップを運営する事業者を募集します。

営業形態、営業時間、売上手数料等については、事業者の自由な提案を求めます。フラワーパーク百合が原公園にふさわしい、魅力ある企画運営の提案を求め、公募方式により総合的に評価し、事業者を選定します。

2 公募の対象

施設：百合が原公園内ガーデンショップ

内容：ガーデンショップの運営

住所：札幌市北区百合が原公園 210 番地

3 施設の概要・面積

屋内売店（控え室含む） 約 85 m²

屋外売店（夏期のみ） 約 300 m²

計 約 385 m²

4 営業期間

令和 2（2020）年 4 月 1 日～令和 3（2021）年 3 月 31 日

5 契約期間

令和元（2019）年 10 月中旬から令和 3（2021）年 3 月 31 日

令和 2（2020）年 3 月 31 日までは、営業準備及び営業引継ぎ期間のため販売はできません。

なお、契約期間満了までに双方異議の申し立てがない場合、別途協議の上、期間を一年延長し、以後も同様とします。（最長で現指定管理期間満了の令和 5（2023）年 3 月 31 日まで）

6 参加要件

本公募に参加できるのは、次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始または破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされているものでないこと。
- (3) 国税・都道府県税・市区町村税の滞納がないこと。
- (4) 法人およびその役員が、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に違反していないこと。
- (5) 公共施設または民間事業所等において園芸関連商品の販売、若しくはサービスに関する事業を行った実績があること。

7 提案内容

(1) 運営基本方針：本事業を行うにあたっての取組方針

(2) 運営形態

① 営業期間

必須条件 令和2(2020)年4月1日～令和3(2021)年3月31日

② 休業日

冬期(11月～3月) 屋内売店のみ営業は、緑のセンター休館日に準ずる。

夏期(4月～10月) 屋外売店営業期間中は、自由に設定が可能。無休も可能。

③ 営業時間

9:00～17:00の間で設定。

※季節により営業時間の変動は可能。

④ 店内レイアウト

店内のイメージ、棚などのレイアウトを設計。

⑤ 運営体制

運営に必要な人員、勤務シフト、従業員等の配置。

(3) 販売品目及び商品の調達方法

購入しやすい価格を設定すること。

当公園の植栽植物や展示植物と連動した商品を取り入れること。

(4) 集客の工夫

集客のためのアイデアと具体的な取り組み。

当協会との協議により、緑のセンター温室を使用して、講習会や展示会を開催することができます。

(5) 収支

① 収支見込

② 売上手数料

最低条件 売上の10%

③ 売上手数料の最低保証年額の有無及び金額

(6) その他

公募の提案内容については、あくまでも審査材料であり、そのまま採用するものではありません。決定後に当協会と内容を協議の上、契約いたします。

8 運営・設備等に関する条件等

(1) 運営全般

仕入れ・販売・商品の管理、施設の維持管理等の運営全般は、運営事業者の負担により行っていただきます。

(2) 屋外売店の設置・撤去

屋外売店の設置・撤去に関わる作業、及び棚やビニールなど必要な設備・資材の調達については、運営事業者の負担により行っていただきます。

(3) 設備・備品・内装等

既設の設備・備品等は、契約当初に無償で貸与することができます。

貸与した設備・備品等の修繕及び内装、外装等の維持・更新、変更は、運営事業者の負担により行っていただきます。

上記の変更には、制限がありますので協議のうえ可否を決定します。契約終了時には原則として現状復帰をお願いします。

※詳細については、現地見学の際にご確認ください。

(4) 電気・水道・燃料費

電気・水道・緑のセンター内の暖房等の既存設備の使用に関わる費用は、当協会が負担しません。

(5) ごみ処理

運営事業者が契約し、支払いをしてください。

(6) 消防設備

当協会が点検・管理し、費用は当協会が負担します。

(7) セキュリティ

屋外売店は機械警備の対象外ですが、屋内売店は、17時15分から翌8時45分までは機械警備を行い、費用は当協会が負担します。

(8) その他

その他、店舗の運営に必要な経費は、運営事業者の負担となります。

9 参考資料

応募を検討される方には送付しますので、お申し出ください。

(1) 参考資料1 ガーデンショップ売上実績 (H26～H30)

(2) 参考資料2 ガーデンショップ図面

(3) 参考資料3 仕様書 (案)

10 公募スケジュール

(1) 申し込み期間

平成31(2019)年4月10日(水)～令和元(2019)年8月23日(金)

(2) 質問受付及び現地見学期間

平成31(2019)年4月11日(火)～令和元(2019)年8月16日(金)

※見学希望の方は、「13 申し込み書送付・問合せ」の担当まで、お問い合わせください。

(3) 一次審査(書類審査)

令和元(2019)年8月下旬

公募提案内容を審査し、一次審査通過者には二次審査の時間等を案内します。

(4) 二次審査(ヒアリング)

令和元(2019)年9月20日(金)(予定)

公募提案内容をヒアリングいたします。

11 審査方法

当協会の選考委員会において、提案内容に基づき厳正な審査を行い、決定いたします。

12 参加手続き

(1) 申込期限

下記期日までに郵送（簡易書留）で提出してください。

令和元（2019）年8月23日（金） 17：00まで

(2) 提出書類

- ① 公募参加申込書（様式第1号）
- ② 事業者概要書（様式第2号）
- ③ 事業実績書（様式第3号）
- ④ 提案書（様式第4号）
- ⑤ 履歴事項全部証明書（法人の場合）または身分証明書（個人の場合）
※ 発行後3か月以内のものであること。複写可とします。
- ⑥ 納税証明書（市区町村民税、都道府県税および国税の納税証明書）
※ 発行後3か月以内のものであること。複写可とします。
- ⑦ 免許等が必要な商品を取り扱う場合は当該免許等の写し
- ⑧ 誓約書（様式第5号）
- ⑨ 参加辞退申出書（様式第6号）
※参加申込後に、参加を辞退する場合に提出してください。

(3) 提出部数

各2部（原本1部、1部は写し可）

13 申し込み書送付・問合せ

公募に関する質問は、令和元（2019）年8月16日（金）までにお問い合わせください。
質問・回答のうち、必要と判断した情報については参加申し込み者全員に回答します。

〒002-8082 札幌市北区百合が原公園 210 番地 百合が原公園管理事務所
公益財団法人札幌市公園緑化協会 担当：庵原（イハラ）、佐々木 宛て
電話 011-772-4722 FAX011-772-4741